

船舶事故調査報告書

平成29年3月2日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（離岸堤）
発生日時	平成28年11月13日 18時00分ごろ
発生場所	山口県岩国市岩国港第2区 由宇港由宇1号防波堤灯台から真方位348° 3.5海里付近 （概位 北緯34° 06.0′ 東経132° 12.3′）
事故の概要	プレジャーボートとみ丸は、帰航中、離岸堤に衝突した。 とみ丸は、同乗者及び船長が負傷し、左舷船首部外板等に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成28年11月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート とみ丸、1.4トン YG3-56213（漁船登録番号）、個人所有 6.39m（Lr）×2.11m×0.81m、FRP ディーゼル機関、47.81kW、平成4年5月16日 第291-32203号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年1月27日 免許証交付日 平成27年7月17日 （平成33年7月4日まで有効） 同乗者 男性 70歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者）、軽傷 1人（船長）
損傷	本船 左舷船首部外板及び船首部船底外板に亀裂 離岸堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約0.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時09分ごろ 月出時刻：16時23分ごろ、月齢 13.3
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人である同乗者1人を乗せ、釣りを終えて岩国港第2区にある黒磯地区 <small>くろいそ</small> の船だまりに向けて帰途についた。

	<p>本船は、船長が操縦区画中央の舵輪後方に立ち、針路を黒磯地区北方の中潮田南防波堤に設置された青色回転灯の灯光に向け、約10～12ノットの対地速力で、手動操舵により北西進していた。</p> <p>本船は、船長が左舷船首方に赤色回転灯の灯光を見て、黒磯防波堤に設置された赤色回転灯の灯光と誤って左転し、赤色回転灯の灯光を船首目標として西北西進した。</p> <p>船長は、赤色回転灯の灯光を左舷側に見て入航する針路として航行中、平成28年11月13日18時00分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>船長は、前のめりになり、舵輪で胸を打ち、反動で後方に転倒して左肩を打った。</p> <p>船長は、周囲を見渡して本船が青木離岸堤2に衝突したことを知った。</p> <p>船長は、同乗者がうつ伏せの状態で見ているのを認め、119番通報を行った。</p> <p>近所に住む知人は、救急車のサイレンの音を聞いて屋外に出て見たところ、本船が青木離岸堤2に衝突していることを認めたので、小型船で駆け付け、同乗者及び船長を同船に移乗させて陸岸まで運んだ。</p> <p>同乗者及び船長は、救急車で病院へ搬送された後、同乗者が別の病院に転送された。</p> <p>同乗者は、左眼球損傷、左上顎骨骨折及び左頬骨骨折等と診断された。</p> <p>船長は、左肩関節脱臼及び左肋骨骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の損傷状況(船首部)、写真2 同乗者の着座場所及び船長の操舵場所 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん魚釣りに出掛ける際、本船に装備された魚群探知機兼GPSプロッターに記録された釣り場の目印を確認すること及び釣り場付近で魚群探索に使用するのみで、帰航時は慣れた海域なので、同装置の電源を切っていた。</p> <p>本船のGPSプロッターには、青木A防波堤、黒磯防波堤及び青木離岸堤2が表示される。</p> <p>本船は、レーダーがなかった。</p> <p>青木A防波堤及び黒磯防波堤は、平成11年以前に完成し、完成時から赤色回転灯がそれぞれ設置されていた。</p> <p>船長は、ふだん青木A防波堤及び黒磯防波堤に設置された両赤色回転灯の灯光を見て黒磯地区に入航しており、本事故当時は1灯しか確認していなかったが、その1灯が黒磯防波堤に設置された赤色回転灯だと思い込んでいたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当日、治療を終えて病院から帰宅したときに青木A防波堤及び黒磯防波堤に設置された両赤色回転灯に不具合がないことを確認した。</p>

	<p>船長は、夜間に入航するのが9月末～12月中旬の時期で、例年約10～15回の経験があったが、平成28年は、本事故の約1週間前と本事故当日の2回であった。</p> <p>同乗者は、本事故時、後部甲板の左舷寄りに前を向いて腰を掛け、釣り道具の片付けを行っていた。</p> <p>船長及び同乗者は、本事故時、会話をしていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、岩国港第2区の青木A防波堤東方沖を西北西進中、船長が、船首目標としていた青木A防波堤に設置された赤色回転灯の灯光を、黒磯防波堤に設置された赤色回転灯の灯光と思い込み、GPSプロッターなどを活用して船位の確認を行っていなかったことから、船首目標を取り違えていることに気付かずに航行し、青木離岸堤2に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、慣れた海域であったことから、ふだんからGPSプロッターを使用していなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん青木A防波堤及び黒磯防波堤に設置された両赤色回転灯の灯光を見て船位を確認していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が岩国港第2区の青木A防波堤東方沖を西北西進中、船長が、船首目標としていた青木A防波堤に設置された赤色回転灯の灯光を、黒磯防波堤に設置された赤色回転灯の灯光と思い込み、GPSプロッターなどを活用して船位の確認を行っていなかったため、船首目標を取り違えていることに気付かずに航行し、青木離岸堤2に衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間は、慣れた海域でも目視による見張りに頼らずGPSプロッターを活用して船位の確認を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

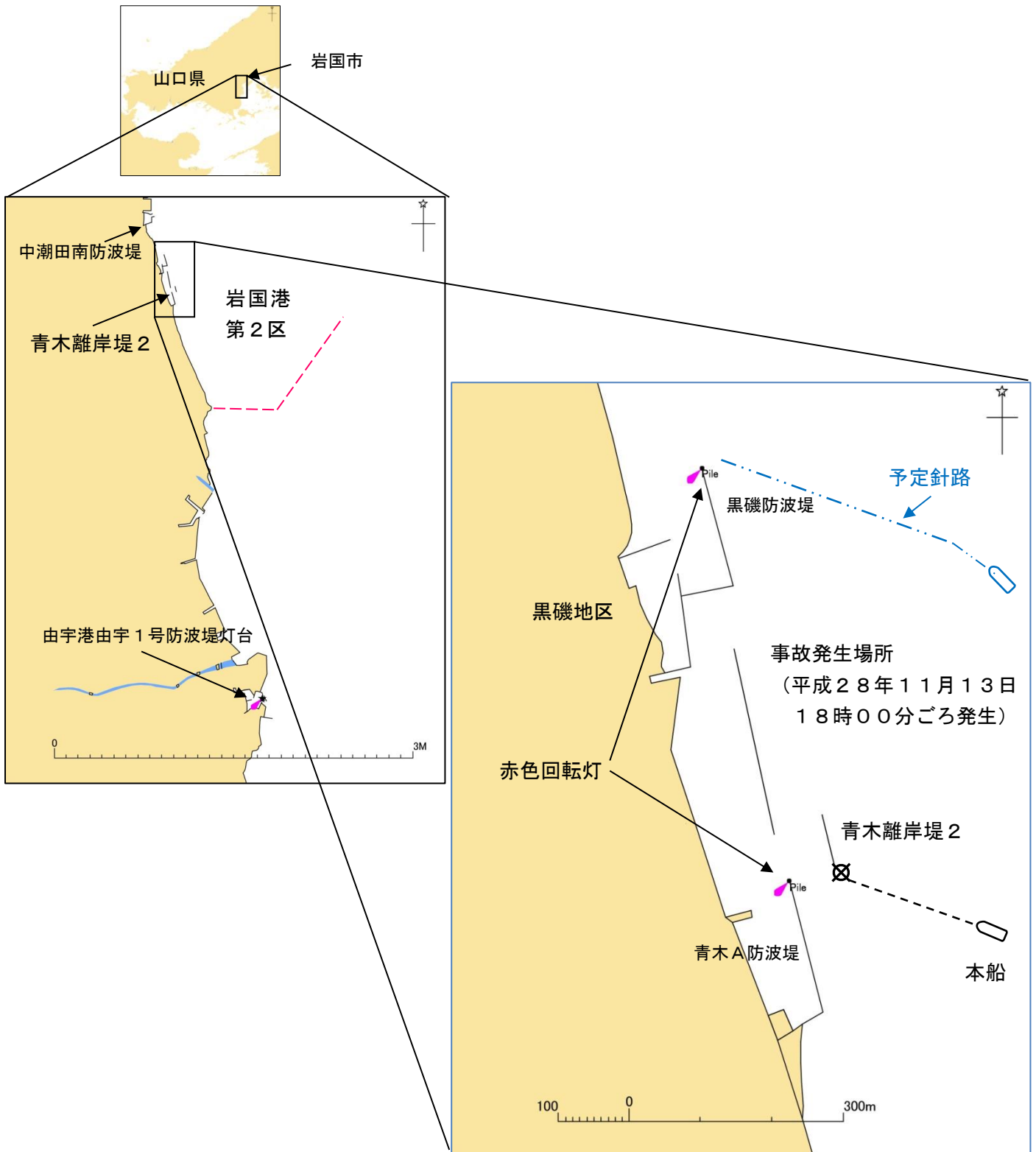


写真1 本船の損傷状況（船首部）



写真2 同乗者の着座場所及び船長の操舵場所

